

令和 7 年度第 1 6 回袖ヶ浦市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和 8 年 3 月 2 日（月）
午前 1 0 時 0 0 分開会、午前 1 0 時 3 8 分閉会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎 3 階会議室 3－3
- 3 出席者 ・ 委員 岡田康正委員長、木實涼子職務代理
杉沢文隆委員、友田賢司委員
・ 事務局 島田事務局長、高品副主幹、桐谷主査
- 4 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員 5 人、傍聴人数なし

5 議題

日程第 1 会議録署名人の指名について

友田委員とする。

日程第 2 議件

議案第 1 号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者

並びに選挙人名簿登録者数の確定について

①説明

岡田委員長）事務局に説明を求める。

事務局）議案第 1 号の選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数の確定について、ご説明いたします。議案第 1 号の別紙をご覧ください。
内容は資料のとおりで、令和 8 年 1 月 2 6 日の選挙時登録者数 5 4, 1 7 3 人に対し、その後の新規登録者が 2 1 1 人、抹消者が 2 2 0 人で、今回の登録者数は 9 人減減の 5 4, 1 6 4 人となっております。
説明は以上となります。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第 2 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

①説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

事務局) 国外転出した者が国の選挙の際に投票を行うため、在外選挙人名簿に登録するもので、今回は公職選挙法第 30 条の 5 の規定により領事官を通じて申請があったものです。公職選挙法施行令第 23 条の 5 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格について、本籍地の市区町村に照会をした結果、被登録資格を有する者であったことから、公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録しようとするものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第 3 号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

①説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

事務局) 議案第 3 号の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、ご説明いたします。

議案第 3 号の参考資料をご覧ください。

内容は資料のとおりで、公職選挙法第 143 条が改正されたことに伴い、規程の条文を改正しようとするものです。説明は以上となります。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第４号 地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保する
ための方針の共同策定について

①説明

岡田委員長）事務局に説明を求める。

事務局）議案第４号の地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の共同策定について、ご説明いたします。

議案第４号の参考資料をご覧ください。

令和８年４月１日に地方自治法第２４４条の６が施行され、サイバーセキュリティを確保するための方針が定められます。行政委員会である選挙管理委員会においてもサイバーセキュリティを確保するための方針を作成することが必要になります。袖ヶ浦市長部局と袖ヶ浦市選挙管理委員会において共同で方針を策定してはどうかというものです。共同で方針を策定する場合、現行の袖ヶ浦市情報セキュリティポリシーを準用して策定をすることです。説明は以上となります。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

- ・令和８年度の選挙管理委員会の日程について